



組合員の皆様

2016年4月14日

イラン航海—P&I カバーについて

本回覧は、包括的共同行動計画（JCPOA）に基づき、イランの核開発に関連する国連と EU の制裁および米国二次制裁が 2016 年 1 月 16 日付で解除された件に関して、イランへの航海を検討している組合員の皆さまにスタンダード・クラブの P&I カバーについてご案内するものです。

概要

米国の「一次」制裁は JCPOA の下でも解除されず継続適用されており、米国人（米国企業を含む）は引き続きイランへの物資とサービスの輸出を禁じられています（米国財務省外国資産管理局（Office of Foreign Assets Control : OFAC）が制裁免除または承認した取引を除く）。

経済制裁が解除されたのは、金融、銀行、エネルギー、石油化学、海運、造船、自動車産業関連、イランの港湾事業者関連、イランの金その他の貴金属の取引、グラフィート、アルミニウムや鉄鋼などの金属の原料・半加工製品、石炭、工業プロセス統合のためのソフトウェアの取引（ただし、EU 制裁制度に基づく事前の許可が必要）、およびこれらの活動に関する保険、再保険、引受サービスの提供となっています。人権侵害とテロ支援に関わる制裁は継続実施されています。イランへの航海を検討される場合は、スタンダード・クラブのウェブサイトにある注意（web alerts）やガイダンス／「よくある質問」（FAQs）などに留意し、詳細情報を確認されるようお勧めいたします（こちらから）。

なお、EU や米国の制裁対象リスト（すなわち EU Consolidated sanctions list や US SDN list）に含まれている個人や企業、または米国のイラン取引規制を回避しようとするか、米国の物資とサービスを米国からイランへ輸出させようとする個人や企業と取引を行ったり重大な支援を提供したりすることは依然禁止されており、P&I カバーを損ないますので、引き続きそのようなことがないよう組合員は相当の注意を払う必要があります。

.. / ...

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 2561548
Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited,
which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com



米国の一次制裁

米国の一次制裁は解除されていないため、米国の保険・再保険者はイラン関連のクレームに対応することができません。国際グループ（IG）の超過再保険（GXL）プログラムには多くの米国再保険者が参加していますが、IGは現在、米国国務省および米国 OFAC と協議を行い、この再保険プログラムに参加している米国再保険者がクレーム対応を出来るよう、ライセンスを発行するよう働きかけています。協議を続ける一方で短期的な打開策を見つけるため、IGは「穴埋め」再保険（fall-back reinsurance）の手配について OFAC から許可を得ました。

穴埋め再保険

IG GXL プログラムに参加している米国の再保険者からの再保険金回収不足のうち、「認定責任」（例：CLC, Wreck Removal, Bunker 条約のブルーカードに基づくもの）から生じるものは、すでに国際グループの追加プール協定（SPA: Supplemental Pooling Agreement）でプールされています。国際グループは先ごろ、「非認定責任」（衝突や財物損傷等）から生じるクレームについても、手配された穴埋め再保険のカバーが使い果たされていないことを条件に、追加プール協定（SPA）でプールすることに合意しました。詳しくは 2016 年 3 月 22 日付の回覧をご覧ください（こちら）。

穴埋め再保険のカバーは現在、2016 保険年度について設定されています。当初の限度額は 1 事故当たり 7,000 万ユーロでしたが、追加の再保険キャパシティの拡大により、限度額は 1 事故当たり、および総額で 1 億ユーロに増額され、2 回までの契約復元条項が付帯されました。

穴埋め再保険カバーは、IG 超過再保険プログラムの第 1 層/2 層、在米再保険者、ハイドラ再保険を引受けている米国再保険者から回収不能な（米国一次制裁のため）イラン関連クレームに対応します。限度額が 1 億ユーロに引き上げられたため、穴埋め再保険カバーは、約 9 億 6,000 万ドル相当のクレームについて、米国再保険者の不足分に対応できるようになります。

上述のように、また 3 月 22 日付け回覧でもご説明したとおり、認定責任に関する米国再保険者の不足分は追加プール協定（SPA）に基づいて自動的にプールされることになっており、組合員が再保険不足のリスクを負うことはありません。しかし、非認定責任に関して生じたクレームについては、穴埋め再保険のカバーが使い果たされた場合、再保険不足は追加プール協定に基づいて自動的にプールされないため、クラブの 75% がプール処理に同意しない限り（プール協定第 4 条 2 項）、組合員自身の負担となります。ただし、穴埋め再保険カバーが使い果たされるリスクは非常に限られています。カバー限度額が引き上げられ、現在の限度額は 1 億ユーロで 2 回までの契約復元条項が付帯されているうえ、3 月 22 日付け回覧でもご説明したとおり、GXL 再保険プログラムが支払ったイラン関連クレームの過去最高額からみても、穴埋め再保険へのエクスポージャーは 2,000 万ユーロにとどまります。



穴埋め再保険のコストはクラブ間で分担しています。スタンダード・クラブでは、クラブが当該コストを吸収し、組合員に転嫁しないことを決定しています。上述のとおり、これは一時的な措置でしかありません。IG では 2017 保険年度に向けた長期的な解決を図るため、努力を続けてまいります。

銀行

米国の一次制裁が続いているため、米国の銀行は依然、国内金融システムを通じたイラン関連の決済処理を禁じられており、組合員はイランとの商取引を米ドルで行うことはできません。また、クラブも、少なくとも短期的に保証状（クラブの LOU もしくは **Bank Guarantee**）を提供しにくくなる可能性があります。米銀以外の多くの銀行が依然、イランに関係する（他の通貨での）決済処理にきわめて慎重になっているからです。この問題については引き続き注意を向け、解決に取り組んでまいります。

スナップバック条項

JCPOA には、イランが JCPOA の合意事項を履行しなかった場合、EU および米国の二次制裁の再発動を認める「スナップバック（制裁復活）」条項が含まれています。制裁が復活しても、制裁解除後になされた合法的取引に遡及して適用されることはありません。イランとの商取引を検討される際には、制裁が復活されるか新たな制裁が発動された場合に、契約を停止または解除する条項を契約に盛り込んでおくことが必要です。

イランとの取引を検討されている場合、当該航海が制限対象でないか、当該取引に制裁対象に含まれる企業の関与がないかを確認し、相当の注意を払うことが必要です。また、何らかの懸念がある場合は、法律専門家の助言を受けることをお勧めします。

Yours faithfully

Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

（本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです）